

災害に係る危機管理体制の再構築に向けた規程の整備について

本年3月に決定した方針に基づき、国家公安委員会・警察庁業務継続計画の改正、警察庁訓令の改正、依命通達の発出等により関連規程を整備し、広域的な部隊派遣の拡充や警察庁における業務継続性の確保を図るもの。

1 「警察災害派遣隊」の新設（別添1）

警察災害派遣隊設置要綱を新たに制定（依命通達）するとともに、部隊運用の細部事項を都道府県警察に示達（局長連名通達）。

(1) 「即応部隊」を最大で全国約1万人体制に拡充

大規模災害発生時において、直ちに被災地等へ派遣され、被災地警察等からの支援を受けることなく活動。

広域緊急援助隊（警備部隊・交通部隊・刑事部隊）、広域警察航空隊、機動警察通信隊及び緊急災害警備隊の4部隊で編成。

(2) 災害発生から一定期間経過後に派遣する「一般部隊」を新設

被災地警察等の機能を補完・復旧するため、捜索・警戒警ら、交通整理・規制、パトロール、相談対応、初動捜査等の活動を長期間にわたって遂行。

特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊、情報通信支援部隊及び支援対策部隊の8部隊で編成。

2 警察庁における業務継続性の確保（別添2）

首都直下地震の発生を見据え、従来の被害想定以上に警察庁庁舎等の被害が甚大である事態を想定して業務継続態勢を見直し、関連規程を整備するもの。

(1) 「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」の改正（国家公安委員会決裁事項）

警察庁各課に業務継続実施責任者等を置き、業務継続を推進する責任者を明確化。

平素から訓練等を通じ、複数の参集経路、参集方法及び参集に要する時間を確認すること等、参集の規定を整備。

耐災害性の高い警察通信施設等の整備、情報通信職員の確保等、首都直下地震発生時の情報通信の確保に係る規定を整備。

警察庁庁舎の機能が喪失する場合も想定し、災害警備本部等の代替施設の整備・多重化に努めることを規定。また、警察庁庁舎等への参集に加え、指定された一部の職員が直接代替施設に参集することを規定。

(2) 「緊急事態における警察庁の組織に関する訓令」等の改正

警察庁訓令の改正により、

- ・ 警察庁庁舎の代替施設として、関東管区警察局に加え、警察大学校を追加。
- ・ 東京都特別区・震度6強以上で全職員が自動参集する参集基準を新設。

訓令の細目を定める局長通達を改め、緊急災害警備本部の編成の見直し、参集基準・場所の明確化。